

議案第6号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年3月2日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

附属機関として、新たに長与町空家等対策協議会、長与町学校事故調査委員会及び新図書館整備計画検討委員会を設置するもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

長与町空家等対策協議会	7人以内	2年	空家等対策計画の策定及び変更並びに実施、特定空家等に対する措置等に関する事務
-------------	------	----	--

別表教育委員会の部長与町学校給食運営委員会の項の次に次のように加える。

長与町学校事故調査委員会	5人以内	会期中	学校事故の原因究明その他の詳細な調査及び再発防止策の提言に関する事務
--------------	------	-----	------------------------------------

別表教育委員会の部長与町社会教育委員会の項の次に次のように加える。

新図書館整備計画検討委員会	15人以内	担任する事務が終了するまでの期間	新図書館の整備に当たっての施設の指針となる基本構想及び基本計画の策定に係る提言その他重要事項の調査及び審議に関する事務
---------------	-------	------------------	---

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。